

逗子市国民健康保険条例の一部改正に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございます。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 令和7年12月1日(月)～令和8年1月9日(金)
2. 意見の数 1件
3. 意見提出人数 1人(郵送0人、FAX0人、メール1人、持参0人 / 個人1人、団体0件)

4. 意見内容の概要

区分	件数
保険料の比率に関すること	1件
合計	1件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	0件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	0件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	1件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	0件
合計		1件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
保険料の比率に関すること	1	国民健康保険制度と子ども・子育て支援金制度は、目的も恩恵を受ける対象者も異なっているのに、なぜ保険料の比率が同じなのか説明が必要であると感じます。社会全体で子育て世代を支えるのであれば、複雑にしないで均等割に一本化してしまう方がシンプルで分かり易いのではないのでしょうか。	▲	1件	被保険者均等割だけにすると、加入者全員で同額を分担することになり、低所得世帯の負担が大きくなります。これを避けるため、負担能力がある人に多くの保険料を負担してもらった所得割と、世帯ごとに負担してもらった世帯別平等割を併用した方式を、国民健康保険法施行令第29条の7に定める中から選択しました。 比率については、負担能力に応じた所得割と受益に応じた被保険者均等割、世帯別平等割のバランスをとることは被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であるため、医療分、後期高齢者支援金分、介護分と同様とします。
合計				1件	